
令和7年 第2回（定例）桂 川 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和7年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1 番 林 英明君	2 番 下川 康弘君
3 番 柴田 正彦君	4 番 杉村 明彦君
5 番 大塚 和佳君	6 番 吉川紀代子君
7 番 北原 裕丈君	8 番 竹本 慶吉君
9 番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君

子育て支援課長 …………… 藤木 秀臣君 水道課長 …………… 秦 俊一君
学校教育課長 …………… 平井登志子君 社会教育課長 …………… 江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君 社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番、吉川紀代子議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問に参加いたします。

最初は、孤立死・孤独死についてであります。

警察庁は、2025年4月11日、2024年に自宅で亡くなったひとり暮らしの高齢者が5万8,044人に上がったと発表しました。高齢者単身世帯の急増と貧困の拡大によって、高齢者を中心にした孤立死・孤独死は、1990年代後半から大きな社会問題になってきました。

本町におきましても、死後、数十年が経過し、白骨遺体の発見という事案は記憶に新しい出来事でした。このような悲しい事案が再び起こらないために、私はお尋ねいたします。

まず最初に、本町におけるひとり暮らしの高齢者の人数を教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 令和2年国勢調査では、高齢単身世帯は863世帯となっております。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 863人。高齢者の実態調査はどのようにしておられますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 高齢者の実態調査については、福岡県介護保険広域連合が、町内に住む65歳以上の高齢者から無作為に抽出した人に対し、生活の様子や心身の状態、高齢者福祉や介護に関する意識などについて実施されております。その結果については、把握しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 実態調査を行っているということですね。

それでは、孤立死・孤独死を出さないための本町の施策はどのようなものがありますか。また、もしなければ、これから実施しようと思っていることがあれば、それをお答えください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 孤立死・孤独死を出さないための施策としましては、現在、本町では、高齢者が安心して暮らしができ、自立した生活を支える取組として、６５歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯を対象とした配食サービス事業と、６５歳以上の健康上特に注意を要するひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯を対象とした緊急通報システム事業を実施しております。

また、民生委員の皆様により、高齢者の安否確認や生活状況・健康状態の把握など、高齢者の見守る活動を行っていただいております。

このほか、町内事業所等と、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し、日常業務の範囲で、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合に通報していただくようにしております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） いろんな活動を通じて、見回りをしているということなんですね。ありがとうございます。本町から孤独死とか孤立死などが絶対に出ないように、今後もしっかりと見回りをして、出さないようにしてください。お願いします。

次に、高齢者への補聴器購入助成についてであります。

令和７年度、２０２５年３月議会における私の質問に際し、ＰＤＣＡ取組が制度化され、それに伴う交付金の創設があるので、取組内容を調査研究し、補聴器購入費助成制度について検討をするという前向きな答弁がありました。

その後のことについてお尋ねいたします。その後、この取組内容の調査研究というのは、どこまで進みましたか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 現在、難聴高齢者への助成を行っている自治体の対象者や助成内容等について調査しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） もう一度言ってください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 現在、難聴高齢者への助成を行っている自治体の対象者や助成

内容等について調査しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 他の自治体の調査を行っているということですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） はい、そのとおりです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 調査研究というのは、そういうふうに、他の自治体に問合せをしていることだけですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 問合せしてもおりますし、その実施している内容等を、インターネットを通じて見ているということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 自治体に問い合わせしているということなので、福岡県内で高齢者補聴器助成を実施している自治体数を教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 現在、私どもが把握している自治体は、5自治体です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 5つの自治体に問合せをしているわけなんですね。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 聞き取りにつきましては、1つの自治体に調査を行っています。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） インターネットを通じたり、たった1つの自治体に聞き取りをしているということなんですけれど、私が調べたところでは、たくさんあるんですよね。福岡県内で8つの自治体の実施しているんですよ。だから、やはり1つの自治体に聞くだけじゃ、ちょっと物足りないかなと思います。

5つの自治体に聞き取りしているんね。そして（「1つ」と呼ぶ者あり）1つ。（「まだ、現段階では」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 現段階では、1つの自治体に聞き取りを行っております。

今後必要があれば、他の自治体についても聞き取りを行っていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1つの自治体ということなので、私が調べたところをちょっと参

考にしていいただけたらと思います。そして、そういう自治体に対して聞き取りをして、そして、桂川町がよりよい助成制度ができるようにしていいただけたらと思います。

少し読ませていただきます。2024年5月更新されております、福岡県内における補聴器の助成金、いわゆる補助金制度を導入している自治体は、田川市が、助成対象経費と市が定める基準額を比較し、低い額の2分の1を助成しております。豊前市では2万円。大野城市は、基準額の3分の2を上限として助成しております。小竹町、補聴器購入費用の2分の1相当額を助成で、限度額は2万1,950円です。大刀洗町では、住民税が課税されている場合には1万円、非課税の場合は2万5,000円。みやこ町では、上限2万円、1人1台。吉富町では3万円。上毛町では、聴覚障がいに係る身体障害者手帳への交付を受けていない方に対して、3万円の助成をしているとの私の調べです。

今申し上げましたように、私のところでも、もしかしたら、まだ足りないかも知れませんけれど、多くの自治体に聞き取り調査をやって、桂川町として、ほかの自治体に負けられないような、きっちりとした助成制度をつくっていただきたいと思います。

そしたら、まだ1つしかしていないということなんですけれども、助成制度導入の時期、めどはどのように決めておられますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 補聴器の助成制度の実施時期につきましては、具体的には申し上げられませんが、制度の趣旨や対象者、助成内容について検討を進め、制度設計ができ次第、速やかに実施できるように努めてまいります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 着地点をいつから始めるということに向かっていかないと、ずるずると引き延ばしになると思います。だから、きちっと決めて、それに向かっていくというような方向でやっていただきたいと思います。

次に、高齢者の移動の権利について伺います。

日本国憲法第22条は居住・移転の自由を、第25条では生存権を、第13条では幸福追求権などを集合して新しい人権としております。国民が安心できる豊かな生活と人生を享受するためには、交通移動の権利の保障が大切です。

桂川町における高齢者の人権保障の立場からお尋ねします。先ほど、人数はおっしゃいました。しかし、本町の高齢化率は何%ですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 本町の令和7年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口は1万2,727人、そのうち65歳以上の人口は4,616人となり、高齢化率は36.3%とな

ります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 高齢者の移動手段の調査をしたことがありますか、ありませんか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 移動手段についての調査は行っておりませんが、令和5年度に、高齢者が置かれている買物環境等の実態を把握し、桂川町協議体「ほほえみ隊けいせん」における、今後の買物支援を検討するための基礎資料とすることを目的に実施しております。

実施方法につきましては、民生委員の皆様に御協力していただき、担当地区において聞き取り調査を行っていただいております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 介護支援の立場から調査をしているということなんですね。

そしたら、今、介護支援の立場からっておっしゃいましたけれど、介護支援というのは、要支援1も含むわけですかね。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 申し訳ありません。ちょっと言い方悪かったんですけども、買物環境の実態を把握するために行っております。介護ではなくて、買物環境です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） どういうことですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 買物です。買物。

○議長（林 英明君） 買物。（「買物」と呼ぶ者あり）吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が冒頭で申し上げましたように、移動するということは、人として生きていく上での権利であります。

自力で移動することが難しくなった高齢者に、移動手段としてタクシー料金の助成は当たり前と、私は考えております。今日まで社会発展のために頑張ってこられた高齢者に対し、敬意を表し、タクシー料金の助成をすべきではないでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議員御指摘のタクシー利用の助成につきまして、現在、この制度設計に取り組んでおりまして、検討する中で出てまいりました、もろもろの課題を整理研究しているところでございます。

以前にも御回答しましたとおり、「ヒト・モノ・カネ」を整え、実施に向けて努力してまいります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） よく分からないけど、何か研究しているって、研究の時間が長いと思うんですよ。

今、90歳で見た目は元気、でも移動が困難だという方々が、研究が何年かかるか分からない。今日明日が分からないというようなお年寄りが、私たちが死んでから、そういう制度ができて、私たちには何も恩恵がないと。そういうふうな声を聞きます。だから、研究時間があまりにもゆったりし過ぎていると思います。

先ほども言われましたけれど、桂川町において高齢者が多いんですよ。どんどん多くなります。私たちも戦後生まれで、高齢者の仲間に入りましたから、日々この体が老いていくのを実感しております。

90歳の方々は、朝起きて夕方まで命があるかどうか分からないという中で、やはり生きている間は、自分の足で買物に行ったり、病院に行ったりしたいという希望があります。その願いをかなえるためには、やはり早く、一日も早く、タクシー料金の助成を実施していただきたいということを申し述べます。

次に移ります。大將陣横産業廃棄物処理施設建設についてであります。

福岡金属興業は、令和4年から焼却施設建設について福岡県に相談をし、令和4年12月28日、調査計画を届け、令和5年12月20日に調査計画変更届を提出しております。令和6年中に、調査は終了予定の予定です。

委員会において、私は進捗状況を聞いても、変化なしとの答弁でしたが、その後の対応についてお聞きしたいと思います。その後、この経過はどうなっておりますでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県のほうに調査報告書というのが提出されたということは、県のほうから報告は受けておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 県に確認したんですね。

環境影響を調査した資料は受けていないということなんですけど、出されていないということなんですけれど、もしできた場合に、この結果は何かに出されるんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県のほうの廃棄物対策課のほうに提出されるというふうに伺っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、県は、それから動くわけですね。

次に、こういう相手の動きがよく分からない、そういう中で、私は事業者であるとか医療機関、そして県知事に対して、桂川町から申入れをしていただきたいということで、ちょっと質問いたします。

令和5年12月15日付で県知事宛てに提出された桂川町議会の意見書は、福岡金属興業が桂川町大将陣横に産業廃棄物焼却施設建設に対し、5つの問題点を提起し、建設反対の意思を表示していることは承知のことと思います。

昨年3月、宮城県で不正行為が表面化し、行政処分がありました。内容については御承知のことと思いますので、割愛いたしますが、御存じでなければ調べてください。

私が調べた範囲では、認可された業者が不正行為をしないという確証はありません。後始末は自治体がやらなければなりません。私たちの税金でやるのです。

将来に過根を残すようなことをしないために、事業者、医療機関、県知事に反対の申入れをすべきではないでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

このことにつきましては、議員も御承知のように、本町としては、いわゆる町長名で、県議会の議長宛てに正式に申入れをしているところであります。

そして、また県の担当課等につきましても、これは口頭になりますけれども、町の意味、これは伝えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 県には申入れをしたということなんですけれど、結局、福岡金属は、九州一円から医療の廃棄物を収集して、大将陣横で燃やそうとしている計画なんですよ。

現在、医療機関は、福岡金属以外の業者に、今、委託しているわけなんですよ。

ところが、福岡金属は、そこでどういう交渉をするか知らないけれど、多分単価の引下げとか、そういうものでもって、自分ところに産業廃棄物を受け取ろうと。そういう行動に出ると思うんですよ。

ですから、先ほど申し上げましたように、宮城県においては、胎盤であるとか注射器とかいうのが、収集してきた業者が違法に捨てて山積みになっていたわけですよ。そして、いつの間にか、業者は行方不明になっている。

それで、山のようになった、そういうのを最終的には、宮城県が県民の税金でもって処理しなくてはならないというようなことが起きています。ただ、金だけの問題じゃなくて、そこには私たちの計り知れない影響を及ぼすものがあると思うんですよ。

桂川がそのようなことにならないためには、医療機関にそういう働きかけを行ってはどうか

うかということを申し上げております。

それと、あと一つは、事業者に対しても、桂川町民、町長、また議会は反対をしております。ですから、事業者にそういうことはやめてほしいと、諦めてほしいというような趣旨の申入れをしてはどうかということを申し上げております。

県にしたということは伺いました。だから、あと事業者と医療機関に対して、そういうことを申し入れてみてはどうですかと言っております。どうでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、医療機関とか事業者に対しての直接の申出というのは、なかなか難しい点があるかと思います。もう少し研究する必要があると思っておりますけれども、いずれにしても、本町、そしてまた議会も、そしてまた住民の方も含めて、この建設には反対しているわけですから、この反対の意思をどうやって貫いていくか、そのことが大事だと思っております。いわゆる、造らせないということであります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 造らせないということが、町長の意思だというふうに承知しました。

難しい問題だと私も思いますが、ただ動きがないということで、じっとしていたら、福岡金属のほうはどんどんと前に進んでいっているということが分かりました。

事業者は、4月30日午前10時半から11時、県の産業廃棄物対策課を訪問しております。産業廃棄物処理施設、いわゆる焼却施設に伴う条例手続について、状況報告をしていました。

県の資料によれば、紛争予防条例手続の前に、都市計画法の手続を進めていると書いてありました。飯塚の片峯元市長は、後手にならないようにとの言葉を残しています。事業者は着々と進めております。当方は手をこまねいていてよいのでしょうか。

住民が将来にわたり、安心して住み続けられる町を守るために、機敏な対応を要求し、次に移りたいと思います。

独身税と子ども・子育て支援金制度との関係についてであります。

SNS、インターネット等で、なぜか子ども・子育て支援金制度が独身税と呼ばれております。この支援金制度と独身税との関係や、その背景についての説明を求めます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 独身税というのは、いわゆる子ども・子育て支援金のことでございます。

子育て世帯のみが恩恵を受けるということや、独身の方にとっては、支援金の給付が受けられない。ただ単に手取りが減るというイメージなどから、ニュースとかSNSで呼ばれているもの

でございます。

子ども・子育て支援金制度につきましては、少子化、人口減少が危機的状況にある中、子ども未来戦略において児童手当の抜本的拡充など、子ども・子育て施策の給付拡充を図ることとされました。

給付拡大に当たり、安定財源を確保する必要があることから、この制度が創設されるということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 少子化対策として、子ども・子育て支援金制度が創設されたと。独身者や子どもがいない夫婦にとっては、費用の負担のみが増加するという事で、独身税という言葉が、SNSやメディアで広がっているということですね。法的には独身税というのは存在しませんという答弁ですね。

昨日、たまたまテレビでやっていました。維新の会の前原さんが党首討論でやっておりました、このことについて。そして、おかしいと。なぜ新たに——こういう制度はいいですよ、子育て支援。しかし、これによって、少子化対策にはならないと。

なぜならば、今までもそういうことはやってきたけれど、現実的には子どもは減るばかりではないかと。これも小手先のそういうことでは間違っていると。そして、新たなこれは増税ではないかということを言っておられました。

増税という言葉ですれば、反感を買うから、こういう子育て支援金のために必要なんですよと言って、国民に目くらましでやっている施策なんです。そういうこと、たまたま昨日テレビでもあっていました。

私も、このことを質問しようと思っていましたから、維新の会とはちょっと考え方が違いますけれど、やはりちょっと似たようなところもあるかなと思いました。

子ども・子育て支援金制度は、いつから始まる予定ですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、令和8年の4月1日から施行という形になっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 2026年4月からなんです。どのような形で徴収されるのですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現在、徴収させていただいています医療保険料、皆さんから国保とか後期とか社会保険徴収させていただいています、医療保険のほうの中に併せて徴収する形

になっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） それぞれが加入している医療保険に加算されてくるわけなんですね。加入している医療保険で、徴収金額に違いはありますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） これにつきましては、まだ国のほうが試算をしている段階ではございますが、各医療保険者、国民健康保険や後期高齢者医療、協会けんぽ、共済組合等の支援の納付金額に照らして、保険料がこれ設定するものという点になっております。

したがいまして、それぞれの被保険者1人当たりの保険料が異なっておりますので、それぞれの加入されている保険によって、金額に違いが出る予定でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） それぞれの医療保険で違いが出るということですね。

私が調べたところでは、先ほどもおっしゃいました、あくまでも試算ではありますけれど、令和8年度には協会けんぽが250円、健保組合が300円、共済組合が350円、国民健康保険が250円、後期高齢者医療制度が200円で、平均すると250円です。

これが1年度だけではありません。年度ごとに引き上げられます。共働き世帯では、双方が支払うことになるというふうに書いてありました。

政府からの通達は、いつ頃来ましたか、このようにするというようなことは。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 国のほう、国といいますか、通達来ましたのは、令和6年の6月12日付で、こども家庭庁より発出をされております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 6年に通報が来たわけですね。

そしたら、住民への周知はいつ、どのようにするつもりですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まだ金額等が確定をしておきませんので、なかなか今すぐというのは難しいかと思っておりますが、そういった中身が確定してきた段階で、広報やホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

あわせて、来年度から始まる制度でございますので、そちらの、いわゆる通知書といいますか、納付書を送ったりするタイミングの中で、チラシ等も配布を考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 金額がはっきり決まったら、広報等で知らせるということなんで

すね。

町長に伺いたいと思います。政府のこのようなひきょうなやり方に対して、町長はどのように考えておられるかということで、ちょっとお伺いします。

昨今の物価高騰は、とどまるところを知らない状況にあり、さらに追い打ちをかけるような、このような政府のやり方に対して、町長としての見解を求めます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

まだ、内容的に決まっていないという部分もありますので、全体としての印象といいますか、そういう観点で、私の所感としましては、いわゆる子育て支援が大事であるということは、これは間違いないと思います。

そして、そのために、これまでもいろんな施策が取ってこられました。いろんな調査結果がありますけれども、その調査結果の中では、やはり子育てに対する経済的な負担が大きいということが、生まれてくる子どもの数が少ない原因の大きな一つであると、そのように論じられておりますし、そのことについては、私も多分そうだろうなとは思っています。

しかしながら、子育てについて大切なことは、もっと別にもあると思います。いわゆる、子どもを育てる喜びといいますか、そういう子どもの将来に対する期待、そういったものもいろんなものがあって、全体として言えば、いわゆる経済的な面と併せて、精神的な面における支えが求められている。

そういったことからして、少子化の対策というのが、なかなか前に進まない。そういう現状にあるのではないかというように、これは先ほど言いますように、私の全体としてのイメージといいますか、確約ということではございませんので、ただイメージとしては、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町長のおっしゃっていることが、私よく分からないんですけど、町長は最初に決まっていないとかおっしゃいました。来年の4月から始まるんですよ。決まっているんですよ。

ただ、内容的に金額がはっきりまだ決まっていない。でも、試算は出ているんです、平均250円上がると。それが毎年上がっていくんです。毎年250円、どんどん上がっていくんです。永遠に上がっていくんですよ。そのことを言っている。

そして、昨日の維新の会の質問でも、これは少子化対策と言っているけど、少子化対策ではないと。増税だというふうに、はっきり言っています。

ちょっと町長の言っていることがよく分からないけど、私の認識とちょっと違っていると思い

ます。

次に、学校給食費の無償化と公会計化についてお尋ねします。

文部科学省では、教員の業務負担軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収管理業務も地方公共団体の業務として行うことを促進しております。

本町の学校給食費の徴収管理業務はどのようになっておりますか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 学校給食費の納付方法は、給食袋による現金納付から、今年2月に口座振替業務を導入し、保護者の方の通帳から口座引落ができるようになっております。納付されました学校給食費については、学校から給食調理場へ校納金として送金されております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 保護者から口座振込があり、そして、それは校長名義の通帳ですね。それから、調理室のほうにお金が行くということなんですね。

学校が徴収しているものがいろんなものがあると思うんですけど、どのようなものがありますか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 徴収金の種類としましては、学校給食費、教材費、PTA会費がございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと聞こえにくかったんですけど、補助教材費というのはあるんですか。（「教材費」「教科費」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 平井課長、もう一遍、言ってください。

○学校教育課長（平井登志子君） 学校給食費、教材費、PTA会費となっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 学校行事費などは集めていないんですか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 今、議員が言われたのが教材費となります。教材費は、学校活動費などが入っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 文部科学省は、学校給食費の徴収・管理を学校に委ねず、自治体の会計に組み入れることにより、学校の業務負担軽減や、より公正で透明性の高い会計運用が期

待できるとして、学校給食費の公会計化を推進するために、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを策定し、自治体に導入を促しています。

本町における学校給食費の公会計化の経過状況はどのようになっていますか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議員申されるとおり、学校給食費の公会計化は学校給食費を町の会計に組み入れ、公会計制度を採用し、徴収業務などを町が行うことであると認識しておりますが、現在、本町では、私会計で行っております。

公会計化をするには、学校給食管理システムを導入し、財務会計システムと連動させていく必要があります。

また、給食費の口座振替を導入したばかりですので、今後、状況を見ながら、システム業者と協議を行い、公会計化について検討してまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今後検討していくということですね。いずれやらなければならないということですね、国がそういう方針を出しておりますので。

それでは、重点支援地方交付金の残高についてお伺いします。

2024年補正で予算化された重点支援地方交付金、いわゆる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニュー6,000億円について、2,240億円、37%が交付決定されませんでした。

福岡市町村分は、交付限度額116億5,715万円のうち64億6,132万6,000円が、55%ですけれど、残っております。

本町の残っている金額は幾らですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 現在までに、本町へ交付限度額として内示を受けました金額は4,225万5,000円でございます。これを全額、令和7年度当初予算に計上しておりますので、いわゆる残高、残りというものはございません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 桂川町の残高はないということなんですね。全部来ているんですね、申請した金額が。そうですか。あらら。はい、分かりました。

私は残っているということで、ひょっとしたら桂川も残っているということだったので、あれだったんです。

そして、内閣府が残った金額に対して、6月中旬には第2回の申請受付を開始すると案内を出していますと言っているんですよ。

じゃあ、うちのほうには届いていないんですね、残っていないから。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 通知自体は来ておりますけど、残高がありませんので、その計画を提出する予定はありません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 来ているが、残高がないので、申請はしないということですね。はい、分かりました。

私は、この残っている金額を利用して、学校給食費の完全無償化を実施していただきたいと思っておりますけれど、そうすると、やはり桂川町独自に学校給食費の無償化を進めていただきたいと思います。

前回、町長は段階的に無償化を進めるというふうにおっしゃいましたけれど、段階にとか、そういう悠長なことを言っておられません。逼迫しております。

だから、やはり早急に桂川町の財源でもって、完全給食無償化を実施していただきたいと思います。

次に、新ごみ処理施設建設についてであります。

3月議会で説明会開催を私は要求しましたが、町長は答弁拒否をされました。町長は県央の執行部として議決された説明会の申入れは可能です。改めて住民説明会の申入れを求めます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる県央の案件でありますので、そのことについて深く回答することは控えたいと思います。

いずれにしても、住民説明会につきましては、適切な時期に組合が行うものと認識しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 前回と同じような答弁だと思うんですけど、町長は県央の執行部でしょ。

そして、あそこ県央で議決されたわけですね、住民説明会を開くことに対して。そしたら、開くということは、議決されたら開かなくてはいけないわけでしょ。

そしたら、いつまでも開かないから、開いてくださいと言うことは可能だと思うんですけど、何でそれができないんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） できないというよりも、それは意見として言うことはあります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 意見として可能であるならば、意見として住民説明会を開くように意見を申し述べてください。よろしいですか。（発言する者あり）はい。

○議長（林 英明君） よろしい。もう終わりですか。

○議員（６番 吉川紀代子君） 以上で終わります。

○議長（林 英明君） 次に、５番、大塚和佳議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ５番、大塚です。通告書により、５件の質問をしていきます。

１点目は、認定こども園建設について。２点目、桂川町の１０年後の計画について。３点目、ふくおか県央広域環境組合のごみ処理施設建設（地域振興策を含む）についてです。４点目、カスハラ条例やハラスメント条例、これは首長や議員等に対してのハラスメント条例です。５点目、防災についてです。

まず１点目、認定こども園建設についてです。

今年の３月議会で、町立認定こども園整備事業を本年度に繰り越すとして、繰越明許として４,８３７万円を計上されましたが、本年度の計画で測量、地質調査、設計、造成工事等をされたいと思いますが、本年度の予定、そして、次年度以降のスケジュールについても教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 本年度の予定につきましては、園舎施設等のレイアウト及び規模等の決定及び敷地造成設計、土木工事の設計を行い、なおかつ福岡県の開発許可を得る作業までを目標としております。

それで、次年度以降のスケジュールの質問でございますが、次年度以降のスケジュールで、今、ちょっと決定されたものというのはございません。

ただ、内容としては、園舎敷地や進入路に係る造成工事、また園舎建設に係る建築設計などが必要になります。そういったものが全て整備されれば、その後、建物の建築工事、これを実施するものと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今、本年度の計画と来年度以降のスケジュールをお話いただきましたので、適宜、議員のほうに御説明いただければと思いますが、先ほどの質問で、来年度以降の計画は話されましたけども、現在の状況で、私が一番ちょっと気になっているのは進入・退出道路。特に、場所の予定と幅員等を計画されているのでということをおっしゃっていましたが、そこら辺は計画されているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 現在、全体的なレイアウトを含めて、安全性また機能性を考慮

して、進入路の検討を行っております。幅員、場所も含めて、現在、検討中でありますので、ちょっとまだ結果というところは、まだ出ていない状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） その問題がいつ確定するかとか、そこら辺のちょっと質問を書いていたけども、進退道路の決定について、どのようなことが重要視されているかということで、安全面、機能性、利便性などの観点から、どこら辺を重点的にされていく予定かなということで、ちょっとお話いただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 重要視される内容ということの御質問でございます。

まず、町として求めている認定こども園の施設、この機能が十分満たされることが重要であると考えております。

具体的に、園舎の面積、また園庭の面積等、こういったものが十分に確保される、これが重要視する。また、こういったものが確保された上で、機能性、安全性、また経済性等を総合的な判断を行って、進入路等も含めて決定していきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私が、なぜここで質問するかと言うと、私が一番心配しているのは、認定こども園が運営してからの進入・退出の道路です。道路の状況ですね。県道から認定こども園に入るのは、そんなに大した大変ではないと思いますが、問題と私が思うのは、認定こども園から出るときです。

まず、現状の状況を考えていただければ分かると思いますが、朝７時から８時半ぐらいの時間帯、朝の通勤通学時間帯では役場前に信号機があり、そこを通るのに渋滞が発生していると思いますし、特に農協の裏に新しく住宅が建設され、また分譲宅地として売り出されていますが、その総数が四十数戸であります。１軒のお宅に２台の自動車があるとすれば、８０台から１００台の車が、通勤場所にもよりますが、役場横の交差点を通ることになります。

もし認定こども園が開園した場合、職員や保護者の送迎等で、約２００台ぐらいは道路に増えるかと思います。今の交通量を推計しても、少なくとも県道に２００台から３００台、今の現状から増えてくると思いますし、認定こども園に子どもさんを送り届けた保護者が、県道に簡単に安全に出ることができるか心配しています。

朝の一番貴重な時間で、県道に車を入れていただけるかどうか、私はちょっと疑問に思っているんです。もし、私が信号で待っていたとすれば、１台は入れたとしても、２台、３台と入れたら、自分が信号を通過することができなくなります。こども園から出てくるのが難しくなると思います。

そこで、もう一回そこら辺の考え方を、もう一回町長の、そこら辺は安全安心ができるかどうか、今から検討されると思いますが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど課長が申しましたように、まずは、こども園としての機能を確保する、これは第一だと思っています。

そしてまた、御指摘のように、そういった送迎も含めた安全性、そういったものも確保する。それは、私どもの責任だと思っています。

現在の段階で、いろんな仮定の話はあるかと思いますが、具体的なまだ案を示し切っておりませんので、その点については御理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一番私が心配しているのは道路の関係ですから、お話が大体の決定するようになれば、議会のほうにお知らせいただければ、議会で本当に安全安心な道路、進入路・退出路になるかということを検討させていただければと思います。

次ですが、保育所や幼稚園職員及び保護者に対して、現在までにどのような意見が聴取されたか。また、出された意見等があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 保育所・幼稚園職員の意見聴取につきましては、定員数、必要な部屋数、広さ、園庭等について各園で協議をいただいております。

保護者の意見聴取につきましては、桂川町こども計画策定時に、小学校就学前のお子さんのいる保護者の方を対象に、ウェブアンケートを実施しまして、御意見をいただいております。

一部を御紹介させていただきますと、賛成の御意見では、「とても期待しています」「安心して預けられるので、いいと思う」「幼稚園・保育園のよいところを併せ持った保育環境が、子どもたちにもいいと思います」「施設が古く狭い。他の市町村からも羨ましがられる園を造ってください」等の御意見をいただいております。

一方、反対の御意見では、「現在通っている保育園に懐いているので、変える必要はないです」「統合することによって変わってしまうのではと心配しています」等の御意見をいただいております。

どちらとも言えないの御意見では、「統合することで、どちらのよさも失われかねないので」等の御意見をいただいております。

結果としましては、「賛成」「おおむね賛成」が75%、「反対」「おおむね反対」が8%、「どちらとも言えない」が17%という結果でございます。

意見の聴取につきましては、以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私は、建物は建てることについては、ぜひ建てていただいて、先生方、保護者の方たちの意見を取り入れていただきたいと思いますけど、先ほどから言いますように、県道に出たり入ったりする、その状況を考えて、そこら辺は保育所や幼稚園の先生方の御意見を聞いていただきたいと思いますし、また、次の議会でも、そこら辺は聞かせていただければと思います。

では次、建設場所は役場庁舎南側で、今の話では決定したようになっているんですけど、そういうことでいいんでしょうか。

あと、また今後、建設場所について、住民の意見を聞く予定はあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 建設場所についての御質問でございます。

今、測量調査等が終わって、先ほどの進入路及びレイアウト等の検討に入っている状況でございます。

現段階においても、これでは難しいというような状況ではありません。

このように測量調査費も投じながら実施しておりますので、現第１候補地から決定の方向に進んでいる状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 普通、パブリックコメントとして、住民の方に御意見を聞く機会を与えてあると思いますが、今回はそういう計画はあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほど申し上げたように、測量調査においても実施段階に入っており、建設場所の意見聴取というのは、今のところは考えておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） そしたら、町のほうが決められたとを粛々と進めていくということで、私が道路の関係を一番心配していますけども、そこら辺はちょっと横に置いてという理解になりますが、幾ら言っても、執行部がそういうことを捉えるのであれば、一応私の意見として言っていきますが。

ただ、前回、３月議会で、近隣住民の説明会について質問いたしましたけども、今回また同じことになりますけども、どういうされるか。また、実施しないならば、その理由もお知らせください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 時期につきましては、主要な計画・方針が示せる段階で行い

たいと考えております。

範囲につきましては、直接影響を与える範囲の隣接住宅の皆様ですとか、保護者の皆様を対象と考えております。

また、回数につきましては、適宜検討してまいりたいというふうに思っております。

告知方法につきましては、区長様を通じての回覧ですとか、町ホームページ、広報、公式LINE等で行えればというところで考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 早く測量調査とかされていたら、周りの人は、何がされているかと。知ってあるかもしれませんが、やはりどういうふうな計画でするかということを、地元の方たちにお知らせいただければと思います。

結論としては、私は認定こども園を早く建設していただきたいですが、小学校横の町営住宅跡地の建設に反対しましたが、その反対理由とすれば、道路の状況というのが一番心配で、反対してきた状況があります。

そして、また今回も問題提起をするのは、道路、県道に出るというふうに、安全安心、そこら辺は住民の方たち、特に利用者の方たちがどう思っているかというのを、そこら辺を判断していただきながら、建設を進めていただきたいと思います。

何回も申しますが、私は認定こども園建てていただくに対しては、反対はしておりませんで、そこら辺だけは御理解いただければと思います。次、行きます。

○議長（林 英明君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。次が１１時１０分から。暫時休憩。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ２点目になります。桂川町の１０年後の計画についてです。

３月議会で、桂川町役場の桂川町の５年後や１０年後の行政改革について質問いたしましたら、町長は当初予算や施政方針で実行していくとの回答でしたが、普通の自治体では、５年後や１０年後を見据えて財政改革の方針をつくり、行政運営を実行されていくとは思っていましたが、町長の考え方とは違っていたと思っていますので、視点を変えて、一つずつ質問していきたいと思います。

まず、学校建設についてですが、桂川町立３小中学校の建設経過年数と耐用年数について教え

てください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 学校の建設経過年数につきましては、桂川小学校は48年、桂川東小学校は37年、桂川中学校は45年となっております。

小中学校の建物につきましては、建物が鉄筋コンクリートの場合は適切な維持管理がされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合は、70年から80年程度と言われております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、仮称ですけど、桂川町の義務教育学校の建設検討委員会とか、そういうなのも検討しているかどうか、していないなら、その理由をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えします。

仮称といえども、今、議員のほうから桂川町の義務教育学校の建設検討委員会という名前が出されております。この表現からしまして、いろんな内容のものが含まれていると思いますけども、現在の段階で、こういう委員会を設置するという当面する計画はありません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 前回から、私、柴田議員も聞いてありましたが、そういう答えになるかなと思いますけども、やはりほかの市町村でも子どもたちのために学校を建設されておりますので、ぜひ、私は造っていただきたいし、少なくとも、検討委員会なり何がしかの話し合いをする場をつくっていただければいいんじゃないかなと思って提案をいたしました。

次、公共施設や業務の一部民営化・委託についてですが、これは分かる範囲でいいんですけども、県内市町村の指定管理者制度及び業務の一部民営化・委託導入自治体の数、また、これはもう分かっていると思いますが、飯塚市、嘉麻市のやはり同じように指定管理者制度及び業務の一部民営化・委託導入自治体の状況、そこら辺をお知らせいただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず、県内における指定管理者制度の導入状況でございますが、福岡県内の状況につきましては、総務省の調査によりますと、令和3年4月1日現在、政令市を含む県内57の市町村で、1,800を超える施設に指定管理者制度が導入されています。

次に、業務の一部民営化・委託導入自治体の状況につきまして、自治体における業務の範囲が多岐にわたりますが、本庁舎の夜間警備やごみ・し尿収集などについては、県内の全自治体100%、施設の案内受付や情報システム維持などについては、90%を超える自治体が民間委託を実施しているとの調査結果が出ています。

なお、窓口業務の民間委託につきましては、全国市区町村1,741団体のうち29.5%、

５５４団体が導入されています。

次に、飯塚市、嘉麻市の状況でございます。

まず、指定管理者制度の導入状況でございますが、飯塚市、嘉麻市では、病院や体育館、プールなどのスポーツ施設、公民館、図書館、博物館などの文教施設等について指定管理者制度を導入されていると伺っております。

総務省の調査では、飯塚市では３１、嘉麻市では２１の施設において指定管理者制度を導入されている旨、御回答されているところでございます。

次に、業務の一部民営化・委託導入の状況でございますが、両市ともに先ほど回答いたしました夜間警備やごみ・し尿収集、施設案内、受付業務などのほか、住民票や戸籍・税務証明など各種書類の発行手続や住所の異動手続などの窓口業務について、民間委託を行っているというふうに伺っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 飯塚市、嘉麻市で指定管理者等が一部民営化等をされていますけど、本町の導入計画というか、それと必要性がどう思っているか、町長、お答えいただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 指定管理者制度につきましては、民間のノウハウを導入することにより、公共施設の効率的、効果的な管理運営を実施することができるということを目的にしながら、多くの場合、コスト削減を求める行政改革のツールとして利用されたという経緯がございまして、例えば、指定管理料金ですとか、営業利益の適正水準の設定などにまだまだ課題が多い制度であると認識しております。

今後も引き続き指定管理者制度の導入により、期待する効果の発現が見込まれる施設の選別や導入のメリット、デメリットなどについて研究してまいりたいと考えております。

また、民営化、委託の導入につきましては、専門性、特殊性の観点から、既に民営化、外部委託を行っている業務もございしますが、行政サービスのクオリティー維持、向上やコスト面とのバランス等に留意した上で、今後も検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 検討されるということですが、少なくとも、もう一回課長に聞きますが、１０年間、経常収支がもし入れなかった場合、１００を超すということはないという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） そのようにならないように努力をしてみたいと思っております。

ます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私がここを聞くのは、やはり民間委託とかいうのが入れなければいけないとは思いませんけど、やはり今後のことを考えながら行政を取っていただきたいというつもりでここは質問をいたしました。

次、水道施設更新、利用料金を含むことの質問をしていきますが、水道施設更新、これは先ほどのようなように、利用料金等を含むんですけども、水道関連施設更新の優先順位、配水池、土師浄水場、豆田浄水場と、どのように優先順位、考えてあるかなと思っていますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 今、議員述べられました各施設におきましては、老朽化が進んでいるということは認識をしております。特に配水池と土師浄水場においては密接な関連施設ですので、現在、調整、検討段階でございます。よって、現時点におきまして、どこが優先ということには、ちょっと一概にお答えすることはできかねますので、お願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今の回答では、配水池のことをちょっと考えていただけるということですので、３月議会で、水道課長は令和６年度実施の配水池基礎調査の結果を踏まえ、配水池移転・移設に向けた計画を進めるとの回答をしていただきましたが、配水池移転先の候補地及びその条件、広さとか高さとか地盤、浄水場からの距離等は何かそういうような決まりといたしますか、目標とか何かそんなことが決まっているのであれば教えてください。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 配水池の自然流化方式にて給水することを条件とした場合、送水管、配水管の整備も必要となります。ということから、土師浄水場からあまり距離がなく、かつ現配水池の低水位、配水池運用計画の最低の水位というのがございます。こちらが８４．５ｍ以上を条件としまして、また、広さは約２，０００㎡以上を確保できるなど、条件に見合ったところをただいま検討中でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 検討されているということですが、その用地購入とか建設費とか、補償費等の財源の捻出をどのように考えてあるかをちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 現在、国が示します補助金、また、起債をメインに考えております。

昨年に比べて、現在、補助金のメニューの内容も変更しておりますので、その辺につきましては、今後、国、県と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 国、県の補助金があったとしても、これはもう私個人的な意見ですけど、水道料金は上げていただくのは個人的には反対いたしますけども、今後のことを考えれば、料金改定が確実に必要になると思っております。

水道料金の値上げは、いつの時期にどのように段取りをし、つまり改正時期、改正額の決定、住民への説明及び周知方法等、どのように取り組むか計画があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 現時点におきましては、具体的に水道料金の値上げについては考えておりません。

今後、補助金や施設計画に関する内容等もきちっと精査した上で、住民の皆様への説明、告知についても含め、検討していきたいというふうには考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今の回答は平常時のことですよね。今から、今回、５番目に質問しようと思っているのは、水道は上げていませんでしたけども、やはり災害とかがあったとき、やはりお金的にはやっぱり積み立てよかんないかと私は思うんですけども、そこら辺も考え方で、水道料金の長期的に、今、幾らというのはちょっと私も分かりませんが、何百円でも１年ずつ少しずつ上げていくとか、そういうふうな計画はないのでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど担当の課長が申しますように、現在の段階で、水道料金を改定するというその前提に立った取組、それは持っておりません。全体として、本町の水道事業、施設の老朽化というその課題はありますけれども、全体としては安定しているものと、そのように捉えております。

そういうことからしまして、まずはこの安定した状況を維持していくこと、そして、また、それに合わせて、そういう、今、災害ということを言われましたけれども、災害については、どのような状況を想定されるのかちょっと見当が付きませんが、いずれにしましても、安定した形で安心して飲める水を供給する、これは私どもの責務でありますから、それは貫いていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今の町長の意見と私が違うのは、災害というのは今日かあした、

あるか分からない。そのためにもお金を積み立てておくべきだということを言っておりますので、幾ら言っても一緒ですから、ただ、飯塚市、嘉麻市と本町の水道料金の差を教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 飯塚市、嘉麻市、桂川町は、基本水量、基本料金がそもそも異なります。条件を20m³使用と統一した場合、それぞれの金額についてお答えしたいと思います。

また、今からお答えする金額は、県がまとめた令和5年度の資料にて御報告させていただきます。

20m³使用した場合、飯塚市、嘉麻市ともに3,058円、本町におきましては2,790円でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） この金額は300円近く差がありますけども、その差をどう考えるかということでございますので、一応、先ほど言いますけど、私も個人的には水道料金を上げてほしくはないんですけど、やはり今から先のことを考えて、何がしか少しずつでも上げていただきたいというふうな気持ちでおりますが、続いて、水道事業の広域化や浄水場等の一部民間委託の検討はされてあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 広域化につきましては、ただいま県主催の下、年3回ほど開催されております。各自治体それぞれシステムや業務体系の違いから、なかなか前に進んでいないという状況でございます。

また、浄水場の一部民間委託については、まだ決まっておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 難しいかと思いますが、やはり人口が減ってきているという状況で、そこら辺は、やっぱり先を見据えてしていただきたいと思いますし、浄水場の広域化となれば、それだけ経費的にも抑えられるのではないかと考えていますので、そこら辺検討していただければと思います。

今、学校建設、公共施設や業務の一部民営化や委託、水道施設の更新と3つの質問をいたしましたけども、それ以外で取り組みたいことがあれば、町長、何かあればお願いしたいと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 必要に応じて議会に諮るべきことにつきましては諮っていきたいと思っております。この場で特に申し上げることはございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 最後に、企画財政課長にお聞きしますが、５年後、１０年後の長期計画を持たなくていいのでしょうか。私的には、少なくとも１０年後を見通して行政を進めるべきだと思いますが、ここら辺は行政をしてある嘉麻、飯塚、常識的なことだと思いますが、今の町長の回答では、適宜されるということですけど、何か私が思っていることと何か違うかもしれませんので、企画財政課長がどうお考えかをお知らせください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 多分、恐らく中長期的な見通しをした上で適宜という意味だったろうと思いますけれども、私もそのように考えていきたいと思っていますけど、なるべく中長期的な目線で今も取り組んでいるつもりではおります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 町長と企画財政課、ちょっと課長もちょっと町長と違う考え方を述べられましたので苦しかったと思いますが、やはり私どもは来年の１１月で終わりますけど、終わった後、５年、１０年、２０年のスパンで桂川町がどうしていくかというのを考えていただきたいために、私、今回、１０年後という近いところをしたんですけども、その１０年後、私は多分おるかどうか、議会じゃなくてこの皆さんの前におるかどうかは分かりませんが、やはり中長期的なことを考えて、ぜひしていただければと思います。

次、３点目行きます。ふくおか県央環境広域施設組合で、この質問に対しては県央としていきますが、ごみ処理施設、これは地域振興策を含むことについて質問していきます。

まず、質問の前に、私自身は、ごみ処理の必要性は十分理解しているということを皆さん方にお知らせしておきますが、この件について、議員だけが理解するのではなくて、住民の皆さんにも理解していただきたいと思って、今回も質問していきます。

私は昨年１２月から、また、現在のままであれば、桂川町の財政がどうなるかなど、私が危機感を持っていることを理解していただきたいし、このままいけば、ごみ袋が値上げされたり高額な負担金を支出することとなり、町がやらなければならないほかの事業や取組が滞るなど、行政サービスの低下や停滞等がすぐに始まることは目に見えています。

さらに付け加えますと、九郎丸に地域振興策として建設予定の温浴施設等の維持管理を県央で見るか、桂川町で見るとよっては、さらに桂川町の財政状況をより逼迫させることになるなどの問題点を持って、３月議会を質問してきましたが、町長は、３月議会の一般質問の直前に開催された議会運営委員会で、一部事務組合と桂川町とは違う団体のため回答できない等の理由で、回答を拒否されました。

私は、翌日が一般質問であったため、それまで多くの日々を費やして作成した通告書の内容を

修正する時間もなく、かすかな期待を持って質問いたしましたが、回答を拒否されました。本当に大きな怒りと憤りを感じました。

しかし、改めて皆さんに知っていただきたいのは、町長が回答できないとする根拠は、地方議会実務提要という解説本ですが、その解説を見てみると、一部事務組合の構成市町村として負担金を支出している団体、これは桂川町になりますが、その負担金に係る質問をすることは差し支えない、つまりできると書いてあります。よって私は、町長が実務提要を根拠に回答できないとされるならば、私は実務提要を根拠に、質問できるとされている一部事務組合に支出している負担金に関する観点から、質問していきます。

そして、私の質問は個人的なことではなく、住民の代表として質問しているわけですから、そのことを十分に理解した上で回答をしていただきたいと思います。

では、質問していきます。

全体金額の内訳は、特に資料１にあるように、地域振興策、温水プール、温浴施設等の説明について、住民の皆さんが分かるように、詳しく内容や金額を含めて説明してください。

この内容は、昨年末に県央が２市１町の全世帯に配布されたカラーのチラシ、このチラシです。このチラシの内容にも一部触れてありますが、いわゆる、言わば公表済みなものなのでお答えをしていただけたと思います。

今回、ユーチューブで本会議の模様をリアルに、今、見ていただいている方がいると思いますけども、私というよりは、住民の方にお伝えする気持ちで回答をお願いいたします。

全体金額の内訳や地域振興策の説明についてお願いいたします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、大塚議員と同様に、ふくおか県央環境広域施設組合という名称につきましては、県央という形で略して答弁をさせていただきます。

御質問でございますが、こちらにつきましては、県央における事務になっておりますので、私どもは答弁する立場にないというふうに考えております。

○議長（林 英明君） ちょっと待って。確認します。

ちょっと回答者にお尋ねしますけれども、今、先ほど大塚議員も言われましたけれども、地方議会実務提要の中に、例えば、ふくおか県央環境施設組合のような一部組合の事務について質問することはできない。ただ、一部組合に対する負担金の支出という観点から質問することは可能であると、こうあります。

今の大塚議員の質問は、ふくおか県央環境広域施設組合の事務であるので、回答できないということになりますか。（発言する者あり）大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ちょっと私の質問時間をちょっと止めていただけていいですか。

お願いします。ちょっとそこら辺を。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。

午前11時34分休憩

午前11時53分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） さっきの続きですけども、全体金額の内訳や地域振興策の説明ということは、住民の方たちにどのくらいの金額がかかるのかというふうなことを分かっていたために質問いたしましたので、桂川町の負担金に関することだったら回答をいただけるということでございますので、私は続いて質問いたしますが、昨年の11月26日に桂川町の負担金、これは約24億円としてのシミュレーションをされたのを覚えてあると、これは企画財政課長おられたんですけど、このシミュレーションを見てどう思われたか。つまり、桂川町の財政状況はどのようになると思われてあるか、お聞きいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどの質問について、担当課長も申しましたように、こういった内容については、一部事務組合の事務に関することでありますので、そして、また負担金について本文があって、そのただし書といいますか、負担金の部分については質問ができるというその解釈については、要するに、桂川町の中における事務、この負担金についてはできるということです。一部事務組合の負担金の部分については、これはできません。

要するに、負担金といったときに、請求する側、それを受けて処理する側、2つの組織があって、そして請求する側から、本町がそれを受けた部分については、これはできます。本町の中で、町の事務として行う事務処理ですから。しかし、負担金を出した後の処理、こういったものについては、一部事務組合の事務に当たりますので、対象にならないということです。

基本的な部分で、再度、私のほうでお話ししておきたいと思いますが、一部事務組合は、いわゆる県知事の認可を受けた特別地方公共団体です。その特別地方公共団体が持っている共同処理する事務、それについては、構成団体である私ども、例えば桂川町なら桂川町も権限がないということです。

ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、そこはそれぞれの団体が自立して、そして事務処理ができるように確保されている。これはこの実務提要というよりも、地方自治法に定められている内容であります。

私自身も、以前からそのことを知っていたわけでも何でもありません。ただ、今後の一部事務

組合と私どもの町との関わり、その中で、やっぱりいろんな課題が出てくることは想定されるわけですが、そのときに私どもが対応できる、私どもというよりも桂川町として対応できる部分とそうでない部分、ここについては、やっぱり基本をしっかりと押さえておかないと、これはこれから先の審議についても大きな影響が出ると思いますので、まずはそこを理解していただきたい。そうしないと、一部事務組合の議会のありようが難しくなってきますよね。

何も、普段、本町が抱えている一部事務組合としては、このふくおか県央の環境広域施設組合と併せて消防組合があります。消防組合も一部事務組合です。ですから、一部事務組合がやっている事業に対して、大きな問題がないときは、ほとんどそういう難しいところまで法的に調べることもないんですけれども、こういう非常に大きな問題になってきたときに、改めて町と組合との関わり方、あるいは、早く言えば、どこまで権限があるかということについては、やっぱり共通の認識を持って臨まないといけないとそうふうに思っておりますので、なかなかちょっと理解しにくいところもあるうかと思いますが、よろしくお願いしますと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 理解しにくいというか、私、ちょっと理解できませんので、回答がないなら、私、意見をずっと言わせていただきます。

県央の臨時議会が１２月２５日と１月６日の採決で、桂川町から出席されています議長、副議長は土地購入予算に賛成されていますが、私たち、私も含めて議員の私の意見は反映されているかどうか、要するに、聞かれていませんから分かりませんが。そして、２人は賛成されましたけれども、その理由は、２月２１日の全員協議会で、九郎丸の方たちが迷惑施設として受けていただいたこと、つまり建設場所の理解を受けたことで賛成をしていただきましたが、私が前回３月議会で述べましたけれども、土地を購入した場合、その後に維持管理をどこにするかということが、現在も臨時議会２回された後でも結論が出ておりません。

そして、一番心配しているのは、その維持管理を桂川町が要望したということで、その金額をもしかして桂川町が見るか見ないかということになってくれば、一番負担金にかかってくることになってくると思いますので、１年間５，０００万であれば３０年で１５億円。それとか、いろいろなことを考えれば物すごい金額になってくるんで、私が、その金額、今、大体、先ほど言いますと、１１月何日に県央から、今現在の金額は約２３億円ですか、言われた分とプラスアルファで毎年要るんですよ。それが本当に桂川町が大丈夫なのかということのを心配して聞いておりますので、そこら辺の回答をしちよかんと、賛成に全部がなっていけばどんどん進んでいくわけです。８３１億円、今現在なっていますけど。

あと、その中に、今現在の建物、廃棄とかいろいろなものが入っていますんで、個人的には１，０００億円近くなるんじゃないかと。そうなれば、桂川町も物すごい金額払っていかないか

んから、そのことについて、私は本当に大丈夫なのかなということで聞きたかったんですけど、回答はないということですので、一応、今回の質問というか、次に移りたいと思いますが。

○議長（林 英明君） 暫時休憩しましょう。

井上町長、どうぞ。

○町長（井上 利一君） ちょっと一言だけ言わせていただきたいと思いますけども、今、大塚議員が心配して、自分が心配している部分ということでお話がありました。これは、このことはここで議論する内容じゃないんです。桂川町から組合議員に2人出ていただいています。一人一人考え方は違うと思いますけれども、採決にどう対応するかということについては、ある意味、もう一任されているわけです。自分が反対だからということで、それを意見として、出てある議員さんに言われることは、それは構わないと思います。

だから、一つの組織として、決定機関として、やっぱりそこら辺の順序といいますか、それはきちんと踏んでおかないと、これからどういうふうに進むかちょっと見当がつかないんですけれども、やっぱり対応がだんだん難しくなっていくと、そのように思っておりますので、どうかその、いわゆる区分といいますか、それはぜひお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の部分は個人的な意見で、聞く必要はないということでございますけども、今、議長と副議長が行っておりますので、そこら辺を私たちが意思統一して、今現在、先ほど言いますように、お2人は賛成の立場でおられますけど、私はどっちかというともうちょっと考えたほうがいいんじゃないかというふうな意見がありますので、そこら辺はまた話をさせていただくと思いますが、一応、これで終わります。

○議長（林 英明君） では、暫時休憩します。

再開は1時からします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 令和6年4月19日付、桂川町からの新たなごみ処理施設の建設計画に係る地域振興策についての要望書について聞いていきます。

この件は、桂川町が地域振興策として県央に提出した要望書なので、桂川町が行う権限行為であり、事務事業だと私は考えますので、質問していきます。

まず、この要望書1から4、これ資料2として上げておりますが、1から4の内容を読み上げ

て説明してください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 要望書でございますが、まず、1点目、建設候補地周辺に温水プールを整備していただきたい。小中学校等の授業での利用も見据え、25m掛け7コースを基本にし、水深の相違に配慮した幅広い世代が利用できる設備の仕様にしていただきたい。

2点目、同施設に温浴施設、サウナ設備及び飲食設備を併設して整備していただきたい。また、高齢者にも優しいフィットネス設備を整備していただきたい。

3点目、今後の農業振興策の展開が可能となるよう、蒸気等の配管設置による余熱利用の設備を整備していただきたい。

4点目、現存の桂苑の廃止、解体後には、多目的広場等に転換し、来場者が集える場にしていただきたい。

また、駐車場に電気自動車への充電が可能となるよう、駐車枠の半数に急速充電機及び料金収受の設備を整備していただきたい。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要望書の、今、1項目と2項目はちょっと話を聞いておりましたが、町長の行政報告で、3項目と4項目はなかったと思いますが、3項目及び4項目の要望は九郎丸からあったという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） この要望書全体につきましては、九郎丸の方の御意見を伺いながら、町として要望したものでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、4項目めの駐車場に電気自動車への充電が可能となるよう駐車枠の半数に急速充電機及び料金収受の設備を整備していただきたい、これは九郎丸から出たという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 詳細のワークショップといいますか、そういった中で出たということではございませんで、町のほうで検討をいたす中で、こういったものが必要であるという形で出しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、この要望書は町長の公文書で出されておりますが、議員へ報告されておられませんが、その理由というのがお知らせいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 報告はしていると思います。行政報告の中で。ただ、今、読み上げました内容そのものを報告しているわけではございませんが、この施設に関する要望はしたということと報告はしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今回、資料として上げておりませんが、３月議会には、町長が行政報告でされたというのは、大きく取って１番と２番で、３番目と４番目がありません。そこら辺が私はちょっと疑問に思うんですけども、ここは言った言っていないになってきますので、ここら辺は言っても一緒かと思えますけども、報告しなかったというのは、報告されたという理解でいいんでしょうか、もう一回お聞きしますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、ちょっと最後の部分の意味がちょっと分かりませんでした。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ３点目と４点目は行政報告がなかったと理解していますけど、それを含めたところで行政報告はされたという理解でいいんでしょうかという質問です。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 要望書を提出したという中に含まれていると思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 聞き方とそちらの理解の仕方、お互いちょっと合いませんけども、では町長にお聞きしますが、最終的な温浴施設やプールの建設についての決定については、九郎丸か桂川町かが最終的な要望者としてはどちらになるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 最終的とかそういう意味ではなくて、町長名で出した要望書であれば、それは桂川町からの要望というふうに受け取っていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ありがとうございます。前回は答えられないということで、私、何で答えられないかなと思っていましたけども、今、町長の回答では、九郎丸の方々の意見を聞いて、桂川町として出したという理解でよろしいんでしょうか。もう一回お願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それで結構です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、ユーチューブ云々で、ここら辺はありますので、先ほどこ

ら町長が言われる負担金と変わってくるというこの考え方があると思いますけども、やっぱり議員、私たちは分かっていますけども、今、ユーチューブで見てある方たちが、2回、審議して否決されていますけども、そこら辺の理由というのはお話しいただけるんでしょうか、いかがでしょう。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきまして、審議内容については県央の事務になってきますので、私どもが答弁する立場にないと考えております。

結果につきましては、3月議会のほう、行政報告でしておりますけど、2回臨時会が開かれて否決になったということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 多分そう答えられるかと思って、私が一応、審議内容というのは、私なりがユーチューブを見て理解した分を発言させていただきます。

一つは、土地購入が森林組合と個人との差が何倍もあったと。あと一つは、地域振興策、これ温水プールと温泉施設の維持管理をどこが見るかということでございますので、その2点が反対理由と。要するに、1回目が8対7、2回目が7対7で、議長採決で8対7となったということで、そういうふうな審議内容というのが、町民の方たちには知っていただきたいし、新聞にも載ってございましたけども、やはり今回、私が県央の話をするということで、そこら辺はちょっと話しとかないかなかなと思って話させていただきました。

あと一つ、12月に配付された文書に伴う住民説明会の開催については、吉川議員が発言されましたので、ここでは発言しませんけども、要するに、桂川町長として、確認ですけど、県央に住民説明会をしてもらいたいという願いはされたという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 意見を言ったということで理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 意見というのは、行政的な取り方をすれば、言っただけで、要望というか強い絶対してくださいちゅうそういう理解ではなかったと取りますが、それでいいんでしょうか。分かりますか。もう一回言います。

要するに、強く桂川町民が願っているので、ぜひしていただきたいと、そういうふうな言い方をされたかどうかですけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） しかるべきときに、そういう説明の必要があるということであります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ここで、しかるべきはいつですかと聞いたとしても、お答えにならないと思いますので質問しませんが、今、県央の関係で、私ずっと、前回３月は結構、３０項目、４０項目書いていましたけど、今回は負担金の関係で、町長がどのくらいお答えいただけるかな、事務手続の関係でお答えいただけるかなということで質問いたしましたけども、若干は答えていただきましたけども、住民の代表としてこれから聞きますけど、町長としての説明責任というのはどういうふうに思っているか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これは基本的な考え方になるかと思いますが、現在、この新ごみ処理施設に関する取組については、圏域全体の課題であります。組合の構成市町として、住民の安定した生活を守るためにも最善を尽くす必要があると、そのように考えております。

なお、計画の進行に関する説明等につきましては、組合が行うものと認識をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 県央の方たちが、３回か４回、桂川町に来て説明いただきましたけども、そのときに一応確認したんですけど、執行部と議会とでそこら辺の話が調整つけば、住民説明会もやぶさかではないというふうな回答を、個人的にですよ。思ったのはそうですけど、ぜひ、やはり今から、先ほどから言っています負担金なり、自分たちのごみの料金とかが増えていく、その理解をしていただくためにも、住民説明会を早くしていただきたいし、町長として、ぜひ、そこら辺は申入れをしていただければと思います。

次、４点目、カスハラ条例や、首長や議員等に対するハラスメント条例について質問していきます。

まず、カスハラ条例の制定についてですが、住民が職員に理不尽な要求や迷惑行為をするカスタマーハラスメントをめぐり、自治体でも対策強化に乗り出していると新聞に掲載されていましたが、その新聞の中に、飯塚市が７月からカスハラ条例を制定というふうに書いてありましたけども、カスハラ制定というのが、私、よく分かりませんので、その内容について、カスハラ条例をされているのを内容をちょっと教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、カスタマーハラスメントについてお答えしたいと思います。

カスハラ、いわゆるカスタマーハラスメントとは、顧客や住民が企業や町に対し理不尽な苦情、言動をすることを言います。主な例として、長時間の苦情や罵倒、謝罪の強要、暴言や暴力、正当なサービスの範囲を超えた過度な要求等が上げられます。

このようなカスハラにつきましては、メンタルハラスメントの悪化や離職、労働意欲の低下など、個人への影響だけではなく、組織の生産性の低下や業務の円滑な遂行が阻害されるなど、組

織全体への深刻なダメージを与える場合がございます。

カスハラにつきましては、直接取り締まる法律がございませんので、飯塚市のほうは条例で制定されて、今後、対応していくというふうな形で認識しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、全国的な取組と県内の状況等が教えていただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 取組を条例の制定ということでお答えいたしますと、地方自治研究機構の調べによりますと、全国的には、東京都、北海道、三重県桑名市、群馬県嬲恋村、群馬県の５団体が令和７年４月１日施行で、カスハラを防止するための条例の制定がなされております。

県内の自治体では、飯塚市が同様の条例を、先ほども申しましたが、令和７年の第１回定例会に上程し可決されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、飯塚市のことは分かりましたので、嘉麻、小竹、鞍手の設置状況についてお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 近隣の自治体では、飯塚市が令和７年の第１回定例会に上程し可決されておりますが、嘉麻市、小竹町、鞍手町については、条例の制定はなされております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 条例の制定はないということですけど、傾向的に何か聞かれたときに、そういうふうな状況というか、考えてあるとか、そういうような意見は聞かれませんでしたでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） カスタマーハラスメントにつきましては、現在、注目されておりますハラスメントの一つでありますので、各自治体とも、今後は動向を注視しながら対策は取っていく必要があるということでは伺っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、本町の実態を分かる限りでいいんで教えていただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 役場に対する苦情は時折ございますけども、苦情にも正当な苦情と不当な苦情、いわゆるカスタマーハラスメントに分けられますので、一概に苦情イコールカスハ

ラと線引きできないこともございますので、現在、うちの町で回答ということは難しいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、回答は難しいかもしれんけども、どういうのがあったとかいうのは、総務課で調査とかされたちゅうことはありますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、調査はしておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、調査をするという意向はどうでしょうか。今からですけど。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今後の状況次第だと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 状況ではなくて、飯塚市が率先してつくっているという状況ですから、そこら辺は調査というよりも、申入れをする、ホームページなり役場で何かつくって、そこであること、あったときにどういうことがあったかちゅうのをやっぱりまとめるというのが、総務課なり人事のほうがそこをする仕事だと思いますので、やはり聞くでじゃなくて、その人にならないと分からないと、要するに何があったかちゅうのは、総務課が出したときにじゃなくて、何がしかのペーパーなり様式なりを作っておいて、そこに書いていただければ、必然的に上がってくると思いますので、ぜひそこら辺はしていただきたいと思いますが、本年度に本制度の本町における必要性という今後の予定について、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど担当課長が申しましたように、役場の業務、あるいは職員に対する苦情等につきましては、様々なものが混在していると認識しております。苦情等の内容や状況について把握し、業務の改善が必要な場合には、誠実に向き合うことが大事ですし、また、不当な苦情には毅然とした対応を取る必要があると考えております。

他の市町村の条例化の動きもあることですから、そしてまた、今後、社会全体がどのように変わっていくのか、そういったことも見極めながら検討していきたいと考えています。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 町長の御回答は分かるんですけど、総務課長は今から検討していくということでございますけど、やはり先ほど言いますように、桂川町の実態というのは、受けた職員しか分かりませんので、ぜひそこを一つ一つ積み上げて、本当にこの条例を、飯塚は７月からしますけど、桂川町が来年度、再来年度でいいかということの実態把握というのは、私、一

番大切なことだと思いますので、ぜひ実態把握をしていただきたいと思います。

次に、ハラスメント条例、これは要するに職員じゃなくて首長、町長や私たち議員等の制度ですけれども、各自治体で条例を制定しようとするのがこれも新聞に載っておりましたけども、内規的には、職員のハラスメントを規定したものが多く、首長や特別職、公務員ですね。要は議員に対しては対象にならなくて、職員は被害が訴えにくいという状況でございますけども、桂川町では、まず、職員に対してのハラスメントに関する規定等はあるのでしょうか。ちょっと、私、探し切らんかったんですけど、そこら辺があれば、簡単にどのような規定なり内容があるか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 桂川町の職員間におけるハラスメントにつきましては、ハラスメントの防止及び排除のためにということで、桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱のほうを制定しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 内容はどんな内容でしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、ハラスメントをしてはいけないということはもちろんでございますが、ハラスメントを受けた場合の相談窓口の設置、対応の方法等を規定しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、それは今まで、それはいつ作って、いつ職員なりに知らせるなり、何か手応えとか何かあったんでしょうか。まず、いつできたんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和7年1月1日施行で制定をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 令和7年というのは今年の1月ですから、分からないというのは分かりますけど、つくったからには、職員の方はここら辺は皆さん御存じということでいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 課長会を通じて内容の説明は行っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） いいです。課長会でちゃんと末端の職員の人まで行ってあるという理解でいいですけど、ただ、今日、帰って職員いたときに知っていますかと言ったら、知らんと言ったら、総務課長、やっぱ末端まで行っていないという理解をしておってください。もうこ

れから質問いたしません。

別口に行きます。では、首長や議員等の制度について条例化をしようという活動、今、全国的にあります、この制度の内容等を詳しく説明してください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） ハラスメントの内容についてでございますが、ハラスメントは、相手が嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般をいたします。主なハラスメントには、性的な言動により相手に不快感を与えるセクシャルハラスメント、通称セクハラ、妊娠・出産・育児を理由に不利益な扱いや嫌がらせをするマタニティーハラスメント、通称マタハラ、職場での地位や権限を利用し心体的・精神的な苦痛を与えるパワーハラスメント、通称パワハラなどがございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、全国的な取組と県内の状況についてお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 取組を条例の制定ということでお答えさせていただきます。

地方自治研究機構の調べでは、全国的には特別職を含む職員または議員によるハラスメント防止のための条例を制定している自治体は、１０８団体ございます。１０８団体のうち、県内では福岡県、中間市、築上町、筑紫野市、春日市、小郡市の６団体が同様の条例の制定がなされております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、近隣の自治体では設置状況というのはないという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 近隣の自治体で、ハラスメント防止に当たっての条例の制定ということでございます、小竹町が本年度の第１回定例会で小竹町ハラスメント防止条例を上程し、可決していると聞いております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） じゃあ小竹町だけが近くしてあるということでございますけども、では、本町で町長や議員、私含めてですけども、ハラスメント、つまり町長、議員本人はもとより、当然、私自身は分かりませんので、実態について職員の方から聞かれたということはあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 本町でのハラスメントの実態は調査をしておりませんので、完全に

把握しているわけではございませんが、総務省の地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケートの調査結果など、全国規模の調査等から推測すると、本町でもハラスメントを感じている職員がいる可能性はあり得ると思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ハラスメントをされているという認識があるのであれば、調査は今後もしないんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほどのカスタマーハラスメントとも同様になりますが、今後、状況を見ながら検討していく必要はあるかとは思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 状況を見るというのはどういうことでしょうか。私、分かりません。すぐするべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） ハラスメントに関しては、言ったほうと受けるほうの感覚の違い、そういうふうなものから発生するものと思っております。

また、ハラスメントを調査した結果、また、それを素直に報告できる体制等もあるかと思えますので、そういうふうな状況を整えていきながら、職員の声が素直に上がっていける状況になれば、調査をする必要があるかと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私から言ったら、役場職員からなければ何もつくらないと。全国的につくらないかんという状況になっているのにそれでいいんでしょうか。

そこで質問ですが、本制度の桂川町における必要性和今後の予定について、町長、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ハラスメントに対する条例等の制定については、先ほどから回答されているところであります。議員も十分御承知のことと思いますけれども、ハラスメント、日本語に直せば嫌がらせということですが、こういった非常に感情的な内容については、いわゆる受けたほうの気持ち、これを大事にしなければいけない、尊重しなければいけないと思っております。むしろ行ったほう、ハラスメントを行ったほうには、これまでの事案といいますか、全国的な規模の事案も含めて、行ったほうには意外に自覚していない、自分はそのつもりじゃなかったというケースが非常に多いと思っております。

いずれにしても、人間関係から生まれてくるところでもありますので、互いに尊重し合うこと

が大切であります。町が進めております人権教育啓発の観点からも、制度の導入と、ただ制度をつくったからいいということではなくて、本当のところ、やっぱり受けた人の気持ち、そういったものがきちんと把握できるような状況、それを考えないと、ただ単に何かありませんか、あるいはアンケートでという形では、本当の実態は把握できないんじゃないかと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここで、やはり先ほど言いますように、カスハラのとくも言いましたけど、やはり何がしか報告なり相談するところがなからんかんと私は思っていますので、その方が訴えられる状況というのをやっぱりつくってやらんかんと。条例をつくる、つくらは別です。ただ、そこら辺がなからんかんと私思ひますし、私がなぜこのハラスメント条例、首長や議員等の制度のことを聞くかといいますと、3月議会で、ふくおか県央、つまり九郎丸に要請されております焼却の質問をしたときに、今日もそうですけども、担当課長が回答できませんと発言していましたが、ユーチューブで見た住民の方は課長は何も分かっていないんじゃないと、やっぱりちょっと見方は悪いんですけど、何も分かってないということですけども、やはりこれは、町長が私は自ら発言するべきであって、何で担当者が回答できないと発言するんかと私は思ひます。

それと、この件について、別な議員が町長に対して自分で言うべきでしょうと言うと、町長は「私が言うか課長が言うか、それは私が決めること」と発言されましたが、私はこれはパワハラではないかと思ひます。これは受け取るほうによってもいいですけど、私も上司と部下でありましたので、上司から言われたら、言いたくないけど言わないかんと、やっぱり、今、言われるように、相手の気持ちというのは、その人になつてみると分からんとですよ。

つまりハラスメントとは、本人がどう受け取るか。一つ例を挙げましたけども、役場は上司と部下という上下関係といいいますか、そこら辺は私もよく分かっていますので、これから先言ひませんが、私は10年間、議員として発言してきました。また、一般質問や各種団体の委員会等で発言してきましたけども、今までの私の発言がハラスメントになっていたかどうかちゅうのは私は分かりません。したつもりは私はありません。ただ、相手がハラスメントだったと言ひていただかんと私は分からんとです。

やはり、そういうふうな申出をするようなところをつくつとかんと、それは、権力者というか町長とか議員はどっちかというと、質問したり命令する、私は議員としては命令することはない、聞くことが多いんですけど、やはり職員の方からすれば、議員から命令されたとかいう取られ方もされますので、職員の方は、個人的にですよ、これは。まだ町長がどうされるか分かりませんが、私は、自分が10年間、職員のとくは一緒に仲間としてしていましたが、10年間議員

としてしていましたけど、ハラスメントを受けたということであれば、何で受けたということをごひ言ってください。そうせんと私は反省できません。そこだけはちゃんと言っておきます。ほかの議員の方もそうです。皆さん、議員さんたちに上から目線で言われることはまずないですから、今の議員は。ですから、そこら辺は私はよく議員の方たちは分かっていたきたいし、何度も言いますが、私はハラスメントをしたつもりはありません。ただ、職員の方はハラスメントを受けたと言われる方がおられるでしょう。それはそれでいいです。ただ、私とすれば、どんなことがハラスメントであったかちゅうのを教えてくださいということでございます。

そして、ハラスメントがないように、首長や議員等の条例をつくるつくらはまた別として、そういうことがないような行政をしていただければと思います。

次、行きます。次、防災についてです。

桂川町として考えられる災害は、個人的ですけど、地震、台風、水害、堤の決壊等は私は思っておりますけども、これに対して図上訓練等がされてあるんだったら、内容とか回数、受講人数について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 図上訓練とは、机上で地図や図面を用いて、災害が発生した場合の対応やシミュレーションを訓練することを指します。

令和6年度は、災害時に慌てることなく適切な避難行動が取れるようにするため、タイムライン、個人の避難計画の作成、検証を訓練するものを1回実施しております。参加者は、各自主防災区分より各区長が33名、消防団員より3名、行政より第1配備担当の課長を中心に7名の計43名で受講しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今のところでは、職員が7名だけの参加みたいですけど、その理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） この訓練につきましては、職員は7名だけでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今年度、図上訓練というのはどういう人間というか、体制でされる予定でしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今年度の図上訓練については、現在のところ検討はしておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） したと言われるのは帳面上されたと、一番最後に私の考えを言い

ますけど、災害時における職員体制及び各課の役割分担等について、どのように研修されたか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 毎年、桂川町新規採用職員の研修の中で、災害時の配備体制や町内の重要水防警戒区域等の桂川町地域防災計画についての研修を実施しております。

また、令和6年度は、課長会で水防計画の配布に併せて内容の説明を行い、さらに別途、係長を対象に説明会を実施しております。

今年度は係員を対象とした説明会を実施し、災害時の配備体制や役割等の理解の強化に努めようとしているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 説明だけで実態に体を動かしているということはないという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 実態ということは、実際の体を動かしての訓練ということでは考えておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 全体的に言えるんですけど、頭で考えるよりかは体を動かしてせないかと私は思っているんですけども、では、そこで、地域防災計画にある災害の配備体制についてお聞きしますが、職員研修等の内容と研修人員及び今後の取組についてお話しください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 職員全体の研修につきましては、先ほど答弁したとおりになるかと思えます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、通告書に、1階の各課長ということでお願いしておりますけども、昨日の議運のときに言われましたので、会計からずっと回って、水道課までがどういうふうな取組をしていたかというのを課別にお話しください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回の答弁に当たりまして、各課のほうで聞き取り調査のほうをさせてもらっております。

一括して答弁をさせていただきますと、全体的に各課の取組の基本は、まず、水防計画を読み込んで、個人で課、係、職員自身の役割について考えさせ、課全体の中で役割の理解、認識、共有を深めているようです。

また、課の業務特性上、水道課は、水害の場合、第2配備からの参集となっておりますが、浄水場を所管しておりますので、気象情報を確認しながら、第1配備から参集するなど、研修の中で状況に合わせて臨機応変に対応することを共通認識として深めているようです。

また、産業振興課は、産業班として、食料、生活物資、炊き出しに関することが事務分掌となっておりますが、大雨や台風の際には、予報の段階からため池や農業用水路、井堰等の点検や調整等のパトロールを行うなど、災害防止のために活動を率先して行っております。

議員御指摘のとおり、災害発生時に各課がスムーズに動けることは大切だと思っておりますので、まずは、各課では災害発生時の状況を想像しながら、防災のために取組が強化できるように、各課で話し合っただけでいいようにお願いしているところがございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、話合いはされたのは分かりますけど、私、通告書に事務分掌の内容と準備品というのを書いていましたので、各課、どういうふうな話になったかちゅうのをお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 各課では、まず、地域防災計画等の事務分掌を読み込み、各課で何ができるのかを考え、課全体の中で役割の理解、認識、共有を深めているようです。

事務分掌の内容と通常業務の内容を照らし合わせながら、主となる課・係、副となる課・係を決め役割分担をしております。

準備品としては、事務分掌の内容にも異なりますが、水道班であれば給水タンクやポリ容器等、救護衛生班ではペットとの同行避難のためのケージ等の用意など、準備品として、今現在、用意しているところがございます。

全体として共通する物品としては、公用車や車椅子等が上げられております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、何点か言われましたけど、それから先というのが、話合いをされたというか、私がしよったときに、各課が集まっていたいて話をしていただいたんですけど、そういうふうな計画というのはあるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、各課各班の中で何ができるのかというのを考えていく必要があると思います。

議員の御指摘のとおり、なかなか大きな災害がございませんので、直面しておりません。大きな災害があったところ等を参考にしながら、それを自分の町に置き換えてシミュレーションをしていながら対応を考えていく必要があるかと考えておりますので、各課にもそのようにはお願

いしているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 各課にお願いするんじゃなくて、総務課が率先して、命令ち言えば失礼ですけど、やはりするべきではないかなと思います。各課は各課それなりの仕事があるんで、やっぱり、私、何回も言いますけど、５時１５分以降、時間を３０分、１時間取って月に１回でもそうしかんと、災害が台風とか地震とかあったときに、職員が、私、どうしたらいいんでしょうかちいうことにならないように、私、何回も言っているんで、そこら辺はずっと同じようなことを言ってやり取り、もう私、１０年も同じこと言っていますから、進展がないんですけども、ぜひしておかんと、桂川町の住民の方たちは、最終的には、私のときもそうやけど、桂川町に電話なり、どうしたらいいですかと絶対来られますので、ぜひそこら辺も考えを改めというか、考えしていただければ、行動していただければと思いますが、次に、地震等の初動対応訓練というのは何かされたでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 地震発生時には、地域防災計画に基づき、災害の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

議員御質問の地震時の初動対応訓練については、現在できておりませんが、地震の発生時に円滑に動けることは大切ですので、能登半島地震のような大きな災害が発生したときに、桂川町防災計画より地震の配備基準等を抜粋したものを課長会で配布し、繰り返しの周知を行っております。

先ほども申したとおり、改めての初動訓練等は実施しておりませんが、繰り返しの周知により、初動行動の理解、浸透を図っていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、水害等の対応はどのように実施されるんでしょうか、初動ですけど。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 水害につきましても、地震と同様、地域防災計画に基づき、災害の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

改めての初動訓練等はしておりませんが、水害にはリードタイムがございますので、デスクネット等を活用し、大雨や台風が予想される際には、いざというときにそれぞれの配備体制が取れるよう準備するメール等を送信し、初動の意識づけを行っているところです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、仮定ですけど、人権センターの横の河川が氾濫した場合と

いうのを想定、そういうことでされた場合、職員の皆さんはどのように動かれるように計画というか、御指導されているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まず、先ほどもお話ししたとおり、リードタイムがございますので、いきなり河川が氾濫するということはないと思っております。まず、予報により注意報、警報が出た時点で配備体制、体制を整えていきたいと思っております。

また、水位等も福岡県の防災危機管理局と直通でつながっております福岡県防災行政情報通信ネットワーク等を活用しながら、水位等も注意し、また、町長と遠賀川河川事務所がつながっております河川ホットライン等も利用しながら、河川が氾濫するというような状況になれば、事前に対応が取れるかと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 氾濫した場合のことを聞きよんですけど、いかがでしょうか。要するに、職員が分かってすぐ動いていただけるちゅう状況になっているかということですけど。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） リードタイムがございますので、する前にある程度動けるかと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、桂川町役場の職員の方たちはそういうふうな勉強されているから、何があっても時間の経過があったとしても、すぐ対応していただけるというふうに住民の方が思っていていただいてもいいわけですね。

では、別な質問いたしますが、４月１５日の深夜に王塚装飾古墳館が火事になりましたが、火災の原因は分からないということですが、役場等の施設からもいつ出火するかもしれませんが、避難訓練をするべきだと思いますが、４月１６日以降、避難訓練はされたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議員御質問の避難訓練はできておりませんが、現在、桂川町防災訓練の実施に向けて、飯塚消防署桂川分署と協議を行っております。工夫を凝らし、よりよい訓練にしたいと思っておりますので、内容が固まりましたら、別途御報告いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） それは分かるんですけど、なぜしなかったんでしょうか。４月１５日になって、消防署と話しながらされるということですけど、私が約２０年前の担当のときに、そのマニュアルを私作ったんですよ、消防署と一緒に。そこはマニュアルがあるというのは

御存じでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 訓練を実施し、マニュアルがあるということは聞いております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） マニュアルがあるんであったら、30分ぐらいで終わるんですよ。

消防署と話しして、そんな難しいことはないんで。それをなぜしなかったというのは、私はちょっと不思議に思うんですけど、それはしなかったから、今からされるということですけども、私とすれば、桂川町の施設がなったから、すぐ桂川町のほかの施設でもそうですけども、ほかの役場と別なところは国の法律かな、何か決まって、年に1回、避難訓練はせないかとですよ。ただ、役場はそういうことがないから、私はそのときにしましたけど、なしされんかなということであと一つ、屋内消火栓の操作ということで通告書を書いていましたけど、屋内消火栓がまずどこにあるか、そして、操作をされるというか、今からどういうふうにするかというのをお知らせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 屋内消火栓の操作については、訓練できておりませんが、先ほど答弁いたしました桂川町防火訓練の中で避難訓練と一体的に、今、訓練ができるよう、桂川分署の方と協議をしている最中でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 協議はいいんですけど、職員として、これがどこにあるか、何人知ってあるか、また、操作、消防署の方と協議されるのはいいんですけど、今、火事があったときに使われなかったらいかんやないですか。そういうことを考えて、やっぱり何人かでも操作、ここにあるばいとか、そんなふうな話はされたんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 総務課の職員の中では、屋内消火栓の位置等は確認はしております。また、協議はしておりませんが、消防団に入っております職員等も各人数ございますので、その辺も把握ができていないかなと思います。

ただ、御指摘のとおり、一人一人に一つずつ確認は取っておりません。ただ、全体の中で今できることという形でさせてもらっております。総合的には、全体でできるような形で、今、協議を進めておりますので、お時間をいただければと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 時間がないから、私、言っているつもりなんですけど、要するに、今日火事であったときに時間という、取り方ですよ。ただ私は自分でしよったき言いようだけで

すから。

あと一つ、今度、AEDの関係ですけど、訓練とか、今現在、今回の予算で公共施設全部入れられたということでございますけども、今後どのように研修される予定でしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今年度は入替えですので、AED訓練だけにとどまらず、普通救命講習も併せて実施に向けて現在、桂川分署の指導の下、打合せをしております。

この訓練につきましては、複数年かけて職員全員がAED訓練及び普通救命講習を取得するという形で今、計画をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では今年から何回かされるという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現時点では、そのように計画をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、災害用井戸とか湧水について、ここをちょっと質問いたしますが、この災害用井戸、湧水についての国の取組について説明をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 国は、令和6年度の能登半島地震の経験により、災害時における代替水源として地下水や湧水の活用は有効の手段と言って位置づけてあります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、本町の考え方ということで、私は何年も前から桂川町にある井戸を、湧水のことは言っていませんでしたけども、井戸の調査をしてはどうかということでお願いをしてきましたけども、今後の本町の考え方について教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、担当の課長がこれまで申し上げましたように、能登半島の地震では、そういった井戸水等を活用した生活様子の代用ということで、それは聞いておりますし、私は、現地に行ったわけではございませんので、能登半島独特のそういう環境があったものと思っております。

今、桂川町で災害が起きたときに、このいわゆる井戸水あるいは湧水、その利用についてということでありますけれども、災害の発生の状況がどういうものかを十分見極めなければいけないと思っております。

1つには、例えば地震等とかになれば、やっぱり地下水の水質あるいは普段は出てきているけれども、それによって水が出なくなった。そういうような状況が一つ一つの箇所によって変わっ

てくると思うんですね。ですから、一概に、事前に災害用の井戸水というような状況を私どもがつくるということについては、非常に困難性があると思っております。

そのようなことを勘案した上で、本町においては、やはりこの上水道の早期復旧、これが第一ですけれども、それに併せて、いわゆる給水所、給水車、そういったことによります給水方式、これを取っていく。それが一番効率的、効果的であると、そのように思っております。

過去の事例で、やっぱり自衛隊に給水をお願いしたこともありますけれども、議員が言われる災害の状況によって、それも不可能と言われれば、それも考えられないことはないわけですから、どこからどこまでが災害の対応になるのか、ちょっと際限のないものがありますけれども、考え方としては、やっぱり安全で安心して飲める水をいかに提供するか。そのことが私どもの務めだと思っているところです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今言っているのは、飲み水でも、飲みはそうですよ。ただし洗濯とか、お風呂とか、長期的に浄水場が使われなくなったときに、やっぱり、飲み水は、今言われるように、自然災害の給水車とか、いろいろなところから、水もペットボトルとかありますけど、風呂とか洗濯、掃除、そこら辺の水を確保するために井戸水とか湧水を確認しとったらどうですかということですので、町長が言われるのと私の気持ちとはちょっと違いますので、そこら辺はもう確認はしないということで理解いいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、議員が申されますように、そういう長期的なものについては、また観点が変わってくるとは思います。と同時に、先ほども言いますように、シミュレーションと言いますか、そういう部隊のつくり方によって、例えばここに井戸水がありますよと言ったときに、誰でも来て無制限に使っていいのかどうかあるいはその井戸の所有者の許可、そういったものがどのような形で示されていくのか、非常に課題としては大きなものがあると思っております。

ただ、目の前の当面する洗濯とか、そういったことについてちょっと水を貸してよという形のいわゆる地域コミュニティの中での取組、そういったものはまた違った形で取り組めると思っています。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 地域コミュニティというのは分かりますけど、やはり、その前に調べておったらどうですかというだけです。

そして、本人がもうこれは駄目ち言うならそれはしょうがないけど、やはり桂川町にこういうふうな災害用の井戸と言いますか、井戸がどんだけあるかぐらいは調べておっていただいたほうが、地震があったときにパイプがなくなったとか、水が来なくなったときに、それから調べ

ても遅いじゃないですかということで私提案しておりますので、今、堂々巡りなんですけど、私がこの災害用井戸ちうのは飲み水ではなくて、そういうふうな掃除、洗濯とか、風呂とか、長期、近くでもやっぱり3日間ぐらいですれば、やっぱり水が出なかったら洗濯やらしたくなるやないですか。そういうことで言われるんだったら意見の疎通ですけど、私はそういうつもりでっております。

では、最終的に、今まで質問してきましたけど、町長や議員の私は来年の11月で任期切れですが、職員の皆さんは退職まであと何十年もここで働かれるわけですが、桂川町の住民の方たちの生命財産を守るという意識を持っていただきたいと思いますし、それが一番ではないかなと思います。

私は20年前に、防災担当としてやって来ましたが、こんなことはもう言いたくないんですけど、もう10年間私ずっと言ってきましたから、どんなことをしたかちうのをちょっとお話していきますけど、最初の1年間は、実質何もし切りませんでしたけど、その次の年ぐらい、今当たり前になっているハザードマップを最初つくりました。

やはり、ハザードマップっていうのをつくるのは、今みたいに国から、県から資料がなくて、本当にここら辺を水害で使ったという確認を取りながらしなきゃならなかったり、やはり当時の建設事業課長さんたちなり、産振課長なりをお願いしてその図面をつくりました。

その次の、次か次のぐらいには、県なりの浸水想定区域図とか、あんなことが来ているんですけど、やはりそういうふうの一つ一つしていかないかんというのはありますけど、先ほど言います図上訓練、図上訓練は、今の総務課長の話では、想定が難しいと言われましたけど、想定をする、まずその想定がなからんと活動ができないと思います。

私は先ほど言いますように、人権センターの横に水が越水したとき、どう活動するかと、そういうのがいろいろなことが出てくるじゃないですか。そこら辺をまず職員の方に理解をしていただかないかんし、今の私の考え方で、総務課長の回答では、資料をやっちょき読んどってねとちうことしか私はそういうふうにしに取れません。

この私の取り方はおかしいならおかしいで言っていただければいいんですけども。

それと、あと庁舎の避難訓練、これも私2年間続けてしました。先ほど言いましたようにマニュアルはもう20年ぐらい前かな、私あると思いますが、それを使ってすれば難しいことはありません。

そのときにAEDもしました。今の多分、課長さんたちがまだ係長じゃないときにしたと、もう覚えてあるかもしれませんが、担架をつくって人を、担架をつくって外に行っていたいたとか、そういうことをしながら、そして最終的には、桂川消防署長の好評を頂いて、こういうことをしていただいてちゅういうことで好評も頂きましたので、今ここにおられる課長さんたちは、

もしかしたら覚えてあるかもしれませんが、そういうことで、ぜひ消防署に、今、消防署と協議をされているとございますけど、協議じゃなくてすること、やっぱ職員に経験をさせてください。その経験が身につくと私は思っています。

ただ、総務課長の今の担当の方は、資料をやっておけばいいという意識しかないみたいになかなか私取れませんので、それではいかがかなと。

それと、今回、私総務課長にずっと言ってますいますけど、もしかしたら私は当たり前ことを言っているかもしれませんが、総務課長は、私が言ったのをハラスメントと取られるかもしれません。そこらへんはお互いの意識の疎通ですけど、先ほど私が言っていましたハラスメント条例、そこら辺に関わってくると思いますが、私は元担当者として、自分でしたことをしてくださいと言ってるだけです。そこら辺の御理解をお願いいたします。

では最後に、2年ほど前に質問いたしましたが、建設事業課長は、河川の管理等の浚渫を要望するということで、河川の土砂の浚渫、これ吉隈橋下流のことについてですが、そういうふうな回答を頂きましたけども、今度、またお願いするのは、浚渫は今現在していただいているのはもう私も知っておりますけど、全体的にはまだしていただけていないので、河川の状況を多分見ていただいたら今、分かってあると思いますけど、私同じ隣組ですから、やっぱ集まったとき、結構、本当に皆さんなったときに心配されて言われるんですよ。

今回、県がされるというのは分かってお願いをしているんですが、課長さん、県に要望なり何か今までしていただいたかどうかとその経過をお願いしたいんですが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議員御質問の県営河川の今浚渫の件でございますけれども、こちらの県営河川の浚渫の要望等については、毎年、要望をしている状況でございます。

その御指摘の河川については、もう県営河川であり、福岡県のほうで維持管理が行われておる状況でございます。

浚渫の要望については、要望等を行っておりますが、実施の時期等については、福岡県の判断でやっていくということで、今、吉隈橋下流に井堰があるんですけども、あそこから下流の数十mについては、ちょっと浚渫を行っている状況です。

恐らく、継続的にそういった対応については、やっていただけるというふうに思っておりますので、要望については、引き続き、出していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 吉原橋以下と書いていますけど、吉原橋というのは、瀬戸のぐらの国道に行くじゃないですか、あそこら辺までが多分、桂川町だと思いますので、あそこら辺もずっと流れとして浚渫をお願いしたいと思っています。

そして、これ最後ですけど、町長からも浚渫で、県と私も分かってお願いするんですけど、町長もこれからどっか県のほうに行かれるときをお願いしていただけないでしょうか。そこら辺のちょっと御回答をお願いしたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件に限らず、やっぱり川の浚渫というのは、非常に大事だと思っています。

浚渫することによって、随分水の流れが変わってくる。一遍にはなかなかできませんので、絶えずそういった遠賀川広域事務所、県等ともにそういう要請をかけているところです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も地元の方たちに、そういうことで町も頑張ってもらっていただきようから、少しずつ浚渫していただきよううちことで理解を頂いていますけど、先ほど言いますように、今もう梅雨が何時間前に入って、やっぱり水がかさが増えてあの水がごうごうと流れようところを見られたら、やっぱり地元の方が心配されるのがよく分かりますし、ちょうどカーブになっておりますので、ぜひ、今、言われた課長と町長、よろしく県のほうのお願いをしていただければと思って私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は2時10分から。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

4番、杉村明彦議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い、一般質問を行います。

今回は、带状疱疹ワクチンの定期接種化についての一択です。

まず、ワクチンの定期接種化とは、どういうものなのか。

今回は带状疱疹なので、B類に限って結構ですので教えてください。

そして、それに国・県は、その補助というのは、どういうふうに関わるのかを教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 带状疱疹ワクチン接種については、令和7年4月1日から、予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、定期接種化されました。

B類疾病は、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、本人が希望する場合に実施されるものです。

带状疱疹ワクチン定期接種の対象者は、65歳の方、60歳以上65歳未満の方で、人免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをもつものとして、厚生労働省令で定める方と65歳以上の方については、5年間の経過措置として5歳年齢ごとの方、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方になります。

100歳以上の方については、令和7年度に限り、全員が対象となります。

国・県の補助等については、带状疱疹ワクチン接種は、予防接種法に定められていませんでしたので、今までは補助金等はありませんでした。

定期接種化されることで、国・県等の補助金等はありませんが、地方交付税に算定されることになります。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今年度からの桂川町の带状疱疹ワクチンの予算ですが、3月の予算審議の際に、町の単費だと説明を受けました。

今言われたように、交付税で使った分、全額返ってくるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 全額というわけではありませんので、ただ、ほかの定期接種も同じですけども、地方交付税に算定されるということですので、私のほうが申し訳ありませんけども、その額については承知しておりません。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 金額は分からないけど、大体は戻ってくるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 交付税措置される場合は、実数でされる場合もあるんですけど、この分に関しては、私が知る限りでは枠と言いますか、感染症対策というような枠の中で措置されるので、具体的にこれが幾ら入るとか、桂川町が幾らかかったからこれぐらい出るとかというものではない算定をされるようになっております。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 3番のほかの定期接種化になっているワクチンの接種率はどのぐらいかちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） B類疾病の定期接種につきましては、带状疱疹ワクチンのほか、高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルスがあります。

令和6年度の接種率については、高齢者のインフルエンザは、令和7年2月28日現在の

65歳以上の方が4,568人に対し、接種者は2,672人で、接種率58.5%。

高齢者肺炎球菌は、令和7年3月31日現在、65歳の方が159人に対し、接種者は40人で、接種率は25.2%。

新型コロナウイルスについては、令和7年3月31日現在の65歳以上の方が4,583人に対し、接種者は842人で、接種率は18.4%となっています。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） この带状疱疹ワクチンの予算を決める際に、多分人数を掛けなきゃいけないので、接種率を多分決めたと決めたとするんですけど、どれぐらいの接種率で計算したんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 算定したときには、対象者は約1,000人。予算措置につきましては650人、65%で、見込みで計上させていただいております。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 多分、ほかのワクチンに比べると補助が出たとしても6,500円と結構高額なので、もっと多分打つ人が少なくなるのではないかとちょっと思うんですが。

带状疱疹は、50歳以上で急激に発症リスクが高まると言われています。原因は、免疫力の低下やストレスによるものです。

この50歳以上、この年齢は管理職など、社会的責任に伴う過剰なストレスがかかる年代でもあります。定期接種化により、65歳以上は、公費で接種費用の補助を受けられるようになりましたが、50歳から64歳までの方は、引き続き、任意接種でまだまだ高額な自己負担が必要です。65歳以上は定期接種化なので、補助はないでもいいんですが、支援をするのは、この50歳から64歳という限られた年齢層になります。

いずれにしても、飯塚市や2市1町の協議とはなるとは思いますが、町長は、どう考えておられますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、議員御指摘のように、この带状疱疹につきましては、50代から免疫の低下により発症しやすくなると。そして、また、発症すれば、痛みや湿疹が現れ、皮膚の症状を治った後も痛みが残るなど、日常生活に支障を来すという、その状況については承知しているところでございます。

御指摘のように、任意で带状疱疹ワクチンを接種すれば、接種者の費用負担が高額になることから、支援措置について検討が求められていると思っております。

带状疱疹ワクチンの罹患者の実情について調査を試みたところがありますけれども、なかなか

的確な実態の把握ができていないという課題もございます。

このことも含めまして、今後の検討課題として取り組んでいきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（４番 杉村 明彦君） この带状疱疹ワクチンを製造しているグラクソ・スミスクラインという会社があるんですけど、その会社の調査によれば、このワクチンを打つと１０年から１５年効果があると確認しています。

１５年というのは、まだつくられて１５年ぐらいしか経っていないので、１５年と言われていますが、もしかしたら、もっともって効果があるのかもしれない。

なので、５０歳で打てば、次の６５歳まで、また定期接種で打てるようになりますので、どうかそういう補助等ができればいいかなと思って一般質問しました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 英明君） 以上で、一般質問を終わります。

_____・_____・_____

○議長（林 英明君） 本日は、これで散会します。大変お疲れさまでした。

午後２時２０分散会
